パブリックコメント（意見募集）結果

高浜市空家等対策計画（案）に対するみなさんの意見と市の対応についてお知らせします

【実施結果の概要】

意見募集期間 ２月８日～22 日	提出案件	提出人数	対応結果		
			①修正	②原案どおり	③意見として承り
	３件	２人	１件	１件	１件

【意見とその概要】

意見の対象箇所	意見【概要】	意見に対する行政の考え方	対応結果
素案 P32 ②空家等対策の推進に関する条例の制定、空家等対策協議会の設置	「…市長、地域住民、議員や空家等問題における様々な分野における専門家…」は空家特措法第７条第２項に基づくものではないか。又は第７条としてはどうか。	第７条に修正いたします。	①修正いたします。
素案 P32 ②空家等対策の推進に関する条例の制定、空家等対策協議会の設置	「特定空家等の判定や措置の方針等の実施に関する事項…」について、実施は行政がすることから、実際の協議会の運用においては、法は「できる規定」であることから協議会の構成員に議会議員を選任すべきではない。議員は議会に於いて行政をけん制し議論すべきであるため。	今後、条例制定、協議会設立の準備を進めていく上での参考とさせていただきます。	②原案どおりとします。
素案全般に対して	素案を見させて頂きましたが、やっと文章化になってきたかなと思います。 ただ、強制力がないように思われます。もう少し空き家に対して危機的に管理していただけるように。 また、毎年、年 1～２年は主にチェックして頂き、市に報告するのも良いのでは。	今後、空家等対策事業を進めていく上での参考とさせていただきます。	③意見として承ります

問合せ先　都市計画グループ　☎５２-１１１１（２８８）